

## 第6回 全員協議会記録

1 日 時 令和2年4月23日(木) 午前10時00分 開会

2 場 所 議場

3 出席議員 18名

議 長	関 根 正 明	議 員	宮 澤 一 照
副 議 長	堀 川 義 徳	”	天 野 京 子
議 員	渡 部 道 宏	”	阿 部 幸 夫
”	宮 崎 淳 一	”	横 尾 祐 子
”	八 木 清 美	”	高 田 保 則
”	丸 山 政 男	”	小 嶋 正 彰
”	村 越 洋 一	”	太 田 紀 己 代
”	霜 鳥 榮 之	”	植 木 茂
”	佐 藤 栄 一	”	岩 崎 芳 昭

4 欠席議員 0名

5 欠 員 0名

6 説明員 19名

市 長	入 村 明	市民税務課長	大 野 敏 宏
副 市 長	西 澤 澄 男	健康保険課長	今 井 一 彦
総 務 課 長	平 出 武	福祉介護課長	岡 田 雅 美
企画政策課長	葭 原 利 昌	ガス上下水道局長	松 木 博 文
財 務 課 長	平 井 智 子	教 育 長	川 上 晃
地域共生課長	高 橋 正 一	こども教育課長	松 橋 守
建設課長	渡 部 雅 一	生涯学習課長補佐	宮 川 尚 文
農林課長(兼農委)	吉 越 哲 也	妙高高原支所長	松 岡 孝 一
観光商工課長	城 戸 陽 二	妙高支所長	後 藤 芳 春
環境生活課長	岩 澤 正 明		

7 事務局員 3名

局 長	築 田 和 志	主 査	道 下 啓 子
庶 務 係 長	堀 川 誠		

8 件 名

1 執行部側報告

1) 新型コロナウイルス感染症対策について

① 新型コロナウイルス感染症対策に係るこれまでの主な取り組み

## ② 新型コロナウイルス感染症に伴う緊急経済対策等について

---

○議長（関根正明） 換気のため、このような状況ですので、換気ため、開放の上、マスク着用で会議を進めさせていただきます。ただいまより全員協議会を開催いたします。

---

### 1) 新型コロナウイルス感染症対策について

#### ① 新型コロナウイルス感染症対策に係るこれまでの主な取り組み

○議長（関根正明） 1) 新型コロナウイルス感染症対策について報告願います。副市長。

○副市長（西澤澄男） おはようございます。それでは私のほうから前段少し御説明をさせていただきます。そのあと個々の担当課長より、詳細について御説明をさせていただきます。まず新型コロナウイルスの感染症対策につきましては、国で4月7日に東京など7都府県に緊急事態宣言を発し、その後4月16日には対象地域を全国に拡大したところであります。本市におきましては、幸い市民の皆様の御協力により本日まで感染が確認されておりませんが、上越市では3件の感染が確認されたところであります。感染拡大が瀬戸際の状況にある中、本市におきましても大型連休を目前にして21日に第5回目の対策本部会議を開催し、公共施設の休館拡大、それから、行動自粛要請などについて決定し、市民の皆様の御協力のもと、一人一人の感染予防行動が3万2000市民の命を守るという意識に基づき、さらに緊張感をもって対策にあたっております。さて、感染症予防等緊急経済対策関係予算につきましては、当初、国の生活支援臨時給付金の予算成立を待って4月下旬に臨時議会を開催し、関連する予算について皆様にお諮りする予定としておりましたが、御承知のとおり国では急遽、全住民に一律10万円を支給する、特別定額給付金とすることに変更され、今月末ごろには決定されることになっております。このため、予定しました臨時市議会の開催を見送り、4月17日に緊急を要する費用につきまして、専決処分により対応させていただいたものでありますので御理解をお願い申し上げます。本日の全員協議会は、これまでの対策と今後の予定につきまして、感染症並びに緊急経済対策につきまして関係課長より御説明させていただきますのでよろしくお願い申し上げます。なお、5月の早い時期に今回の給付金等が確定した段階で改めて臨時市議会を開催させていただき、本日御説明する対策や、4月20日付けで議長よりいただきました議員各位の情報などに基づき、事業化できる予算につきましては改めてお諮りをさせていただきたいというふうに考えておりますのでよろしくお願いいたします。それでは、このあと関係課長より御説明申し上げます。

○議長（関根正明） 総務課長。

○総務課長（平出武） はい。それではお手元の資料に基づきまして、御説明をさせていただきます。新型コロナウイルス感染症対策に係るこれまでの主な取り組み、対応状況等につきまして、御報告を申し上げます。一つ目対策本部会議の開催でございますけれども、県内で初めて感染者が確認されたことを受けて、従来、設置しておりました警戒本部から対策本部に移行し、本部会議をこれまで5回実施してまいりました。大きなポイントとしましては、4月7日に政府の緊急事態宣言が7都府県に発出したときにですね、第4回目の対策本部会議を開催させていただきました。市民、事業者への皆さんへの行動自粛要請ですとか、市施設の休館や一部利用休止の延長等を行っております。第5回目4月21日でございますけれども、大型連休を迎えるにあたりまして、市民あるいは事業所の皆さんに、行動自粛の強化、特に帰省や旅行、出張等による県をまたぐ移動に関する自粛要請を行っております。あわせてまして小中特別支援学校の休校に向けた対応の確認。そのほかですけれども、そこに記載してございます、行政庁舎、斎場、そういった日常生活とかです。市民生活に不可欠な施設を除く、全50施設の市の施設を5月31日まで休校休館するという措置をとらせていただきました。2番目ですけれども補正予算ですけれども、いまほど副

市長のほうからも説明ございますけれども、4月17日に2070万6000円の専決処分をさせていただきました。詳細は後段の経済対策のほうで述べますので、ここでは説明を省略させていただきます。続きまして市民の皆さんへの情報提供でございます。新聞折り込みですとか、全戸配布のチラシ等で自粛等の要請を行うとともに、対策本部等の会議の対応につきましては市ホームページや防災行政無線での注意喚起などを行って、市民の皆さんへの啓発を行っているところであります。あわせて、市民電話相談窓口の設置ということで、健康保険課内に2月7日より設置しております。これとあわせて上越保健所と情報交換、連携した対応を実施しているところであります。延べの相談件数につきましては、4月17日現在で71件の相談がございました。次に、小中特別支援学校の対応でございます。国から全ての小中高等学校、特別支援学校に対する臨時休校の要請が2月27日にございました。これを受けまして、市内の小中特別支援学校の臨時休校を、3月3日より春休みの始まる期間までの間ですけれども、臨時休校いたしました。続きまして、その下から二行目の県から市町村立学校に一斉臨時休校の要請、4月17日でございますけれどもこれを受けまして、小中特別支援学校を含むは、臨時休校として4月25日から5月6日までの間、臨時休校といたします。おはぐりいただきまして、その臨時休校にかかわる対応でございますけれども放課後児童クラブでございます。これまでの状況としまして、1回目の臨時休校に当たりましては、3月3日から4月3日までの間、8カ所です。放課後児童クラブを開設いたしました。午前7時半から午後5時、場合によっては、利用者の都合でこれを延長する時もございますけれども、利用者数としまして221名、延べで2524名の児童の利用がございました。今回の休校に対応しまして、4月25日から5月6日までの間の対応でございます。8カ所で、4月、平日7時半から午後6時までの間、対応するというふうなことでございます。次に市施設の休館等でございます。これまでの対応としまして、5月6日までということで、休館施設4施設、ホットランド等の4施設を休館。妙高市総合体育館のトレーニングルームなどを一部利用休止施設。あるいは市主催の市委託事業の各種教室の休止など等の対応を行ってまいりましたけれども、今回の大型連休を控えた中での一層の自粛要請を踏まえ、4月22日から5月31日までの間、先ほど申しました市の50施設、詳細は先般です議員の皆さんにもですね、一覧を配付させていただいたと思っておりますけれども、そちらの施設について休館をさせていただきたくことになっております。また公営では休館等に基づきまして施設等をキャンセルした場合ですけれども、前納された施設利用料は全額お返しするというふうな措置をとらせていただいております。事業・イベントなどの中止、延期等につきましては、艸原祭の中止、確定申告の受け付けを延長するなど、市民健診・特定健診等ですけれども当面は延期させていただくということ。妙高フレンドスクールの中止等、今現在のところ、そういったところが、中止、延期等を決定しております。続きまして、マスクの関係ですけれども、医療機関へのマスクの提供です。市内の医療機関において、マスクの確保が非常に困難な状況が続いているというふうなことで、医師会等を通じまして協力の要請がございました。そういったことを踏まえまして市の備蓄マスクを無償提供という形で出しております。市内の病院、2病院及び医科診療所7機関についてですね、3月17日に約1万枚を提供してございます。その後の状況ですけれども、国が調達したマスクを県が配布しているということで、医師会等のほうからそういった要請等は入っていない状況でございます。続きまして10番目の市役所における感染防止対策ということでございます。市役所という事業所としてのですね対応でございます。1ポツのところからですけれども、庁舎等の衛生管理徹底は言うまでもございません。それと、5月6日までの間ですけれども、市職員の市外の出張の原則禁止、休暇中の不要不急の外出自粛、行動記録の徹底、こういったものを行っております。そのほかに、感染症が市内で発生した場合に備えた業務継続計画及び各種対策のマニュアルの見直しを4月10日までに完了しております。その他、入札等における3密を防ぐための対応、窓口における感染症の防止のための防護シート等の設置などを行うとともに、現在ですけれども、感染症に伴う中止、あるいは縮小事業、不要不急の事業の洗い出しを現在実施しております。それとですね市職員の感

染や市内感染拡大に備えた業務継続ということで、テレワークなどの分散勤務や時差出勤を連休明けについて実施を予定してございます。そのほかにですけれども、お手元の資料の最後のところに別紙がございます。市民の皆様、市内事業者の皆さんに対して出させていたおいてあります、行動の自粛等について、つけ加えさせていただいております。先般議員の皆さんにも配付させていただいたものと同様の文書でございますけれども、こういったことを4月21日の本部会議において出させていただきます。しかしこの後ですね、県については4月21日に施設の利用停止の協力要請を行い、特別措置法に伴う遊興施設とか文教施設などの使用制限等いろいろ出してあります。大型連休を控え、一層の人の移動、外出の自粛等について、協力要請が来ているところでございます。これらの情報につきましては、21日の行動自粛要請、お手元の資料のほかに、県等のいわゆる自粛要請の関係を取りまとめまして、チラシ等で連休前に全戸配布する予定にしておりますので、議員の皆様も、きょういろいろ報告させていただきましたことをお近くの住民の方等にお知らせいただく中で、大型連休の中でのさまざまな自粛、あるいは過ごし方等について協力をお願いさせていただきたいと思っております。以上ですけれども、説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（関根正明） 葭原企画政策課長。

---

## ② 新型コロナウイルス感染症に伴う緊急経済対策等について

○企画政策課長（葭原利昌） はい。続きまして、2) 新型コロナウイルス感染症に伴う緊急経済対策等につきまして、御説明をさせていただきます。1の基本的な考え方についてですが、(1) 感染症を発生させないこと。生活、雇用、事業活動を守ることが喫緊の重要課題ですので、国の緊急経済対策を踏まえ、「感染拡大の防止」、「生活・雇用の維持と事業の継続」に資する対策を最優先して推進いたします。(2) 感染拡大の影響を大きく受けている地域経済を速やかに回復軌道に乗せるため、その下の中ほどですが、収束後を見据え、官民を挙げて「地域経済の反転攻勢に向けた準備」を進めてまいります。(3) スピーディーに対策を実行していくため、既決予算により対応するほか、必要な経費は、予備費の充用、専決での補正、臨時会（予定）での補正、6月定例会以降での補正により予算措置することといたします。2、対策等の概要です。(1) これまでの対策についてですが、①の予備費充用で対応するものにつきましては、まず、子どもたちの感染予防対策の強化といたしまして、こども園、保育園、小中特別支援学校で使用する非接触型の体温計等の購入、その下、コールセンターの拡充につきましては、相談件数の増加に備え、コールセンター機能を拡充するものでございます。②専決で対応したものでございますが、4月17日の専決でございます。上から順にでございますが、認定こども園・保育園の運営事業では、園児、園職員が着用する布製のマスクの購入費用、その下、小学校及び中学校の管理費での児童生徒、教職員が着用する布製のマスクの購入費用でございます。さらに、就労支援では、国の雇用調整助成金の申請手続に関する手数料を補助したものでございます。一番下、資金融資の関係では、新潟県の制度融資を利用するために必要となる信用保証料及び利子助成に係る費用を補正したものでございます。合計2000とんで70万6000円を専決補正したものでございます。おめぐりいただきまして、(2) 今後の対策（案）についてでございます。現在、国の緊急経済対策について、その細目について情報収集をしております。今後、必要となる事業等を精査しながら、適時適切に対策を行うこととしておりますが、現時点で、市の予算を介して、予定しているものにつきましては下記のとおりでございます。また、SDGsの視点からも対策を推進していこうというものでございます。まず施策の区分、感染拡大の防止では、ICTを活用した学習環境の整備といたしまして、児童生徒の1人1台端末の導入、学校や家庭の通信環境などを整備するものでございます。テレワークの導入推進といたしまして、テレワークなどに必要な設備等について、整備するものでございます。保育・教育施設での感染予防対策の強化といたしまして、保育室と職員室に殺菌効果のある設備の設置

などをいたします。次に、生活・雇用の維持と事業の継続では、特別定額給付金の支給といたしまして、住民基本台帳に記録されている者に対し、一律10万円を支給するものでございまして、後ほど(5)で説明をさせていただきます。子育て世帯への臨時特別給付金の支給では、児童手当受給世帯に対して1万円を支給ということでございます。生活困窮者等への支援の拡充といたしまして、住居確保給付金の対象支援を拡充いたします。傷病手当の支給といたしまして、当市では、国民健康保険が関係いたしますが、感染者または感染が疑われる者に対しまして、傷病手当を支給するものでございます。最後、地域経済の反転攻勢に向けた準備では、地域経済の下支えと消費喚起等に向けた支援として、幅広い業種の経済活動を支援し、地域経済を下支えするとともに、収束後を見据え、地域内消費の喚起、誘客促進を目指していくものでございます。次に(3)地方創生臨時交付金に係る計画策定につきましては、国の地方創生臨時交付金を活用し、今ほど御説明いたしました対策案などを推進していくため、計画策定をしていくものでございます。次に、5ページになります(4)のその他でございます。生活・雇用の維持と事業の継続のためということで、水道・簡易水道料金の改定時期の延期につきましては、5月1日に予定しておりました料金改定を5カ月延期し、10月1日の改定とするものであります。その下の市税の徴収猶予と固定資産税等の減免、その下の国民健康保険税等の減免と徴収猶予、そしてガス上下水道の支払い猶予につきましても、この概要に示すとおり行ってまいります。(5)特別定額給付金事業の概要について、補足説明をさせていただきます。

①施策の目的です。感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行う。②事業の実施主体と経費負担、実施主体は市区町村でございます。実施に要する経費につきましては、国が10分の10補助すると。③給付対象者でございます。基準日の令和2年4月27日において住民基本台帳に記録されている方でございます。④給付額。給付対象者1人につき10万円でございます。⑤受給権者は、住民基本台帳に記録されている者の属する世帯の世帯主ということでございます。⑥の給付金の申請と給付の方法でございますが、市は、受給権者に対し、給付金の申請に当たり必要となる申請書を郵送します。申請の方法は、①申請書類の郵送、それから、②オンライン申請を基本といたします。やむを得ず窓口で申請受け付けを行う場合には、感染拡大防止策を徹底することといたします。給付は原則として、申請者の本人名義の銀行口座への振り込みといたすものであります。⑦給付開始日ですが、これは市において決定しますが、可能な限り迅速な給付開始を目指したものといたします。また、裏面におきましては、参考といたしまして、現時点での、国から示されました給付金申請書の様式案を添付させていただきました。後ほどごらんいただきますようお願いいたします。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（関根正明） ただいまの件について何かございませんか。堀川義徳議員。

○堀川議員（堀川義徳） はい。全協なんで自席でお願いします。いろいろ経済対策ということで、先ほどのいろんな話の中で、収束後見据えてというような話もあったんですが、一般市民と言いますか、特に飲食店等、観光業等々ですね、収束を見据えてというような悠長なこと言ってられる場合じゃないというような声が非常に多く寄せられています。そんな中で、国や県も感染防止のために、さまざまの休業とかそういったお店を休まれる方に対して協力金というような形で、支給されてると思うんですが、非常に財政健全化をうたってる妙高市のことを考えれば、こういったときには財調使っても、いわゆる休業に対する補償というのも市独自で考えるといえますか、やらなきゃいけないんじゃないかなと思うんですが、その辺の考えをおきかせ願いたいと思います。

○議長（関根正明） 城戸観光商工課長。

○観光商工課課長（城戸陽二） はい。県内初め、全国多くの自治体で、そのような取り組みをしていることは、新聞報道等でも、御存じのとおりだと思っておりますが、妙高市といたしましては今現在休業の要請等は、かけておらないという段階でございまして、昨日、県がかけたという中で県が取り組みをされております。うちの観光商工課のほうにもですね、新聞報道を受けて、さまざまな業種の方から要望が、電話で問い合わせが上がってきており

ます。全体としてですね、業界といますかそれぞれの団体としての要望等ですね、これから速やかにくみ上げていくために、商工団体、観光団体、金融団体を含めて、早急に打ち合わせをさせていただきたいというふうに考えておまして、その中で対応を考えていきたいというふうに考えております。

○議長（関根正明） 堀川義徳議員。

○堀川議員（堀川義徳） 県のほうで10万円ですかね、出すということなんです、事業に雇っておられるような、いわゆるそういったお店の方にしてみればですね、10万円なんてほんとなんよりいいというぐらいで非常にこう、いわゆる事業ですね、一旦、店を閉めたとしてもそのあとまた、従業員の給料払ったりということになるとですね、非常に少額であるというような話もありますので、ぜひ市でも雇用と先ほどの守るという意味からいけば、市としても、そういった補償も考えるというような形にしないと、糸魚川や上越が出るのに、妙高市はということになりかねませんので、その辺は恐らくこれから各そういった団体等から要望等来ると思いますので、柔軟に対応していただきたいと思います。あともう1点なんです、子どもたちの休みが、また、少し延びたということで、果たしてこの連休明けまで、今月末までにまたその非常事態宣言延ばすかどうかというふうな判断すると思うんですが、そうなったときにまた恐らく、子どもたちの休みは延びる可能性があるということで、今保護者の間では、子どもたちの御飯です。お昼、自分たちが結局、勤めに行った後、子どもたちが家にいる。朝と夜はつくれると思うんですが、お昼御飯ということで、今までだったら給食があった中で給食がなくなるということで、非常に経済的にも栄養的にもですね、困ってる保護者が多いということで。こないだちょっと話聞いたら、例えば市内で飲食店の方は先ほど、非常にお客さんが減ったりですとか、周りに休業したりということで、本当に困ってらっしゃる方がいて、お弁当をつくってできれば、出したいというような方もいらっしゃるんですね。そうなったときに例えばそういった人たちと、お昼御飯を困ってる保護者の方々とマッチングさせるといいますかね、そういった情報提供なりして、それで例えば給食だったら今300円とかで出せると、お店屋さんだったら500円で弁当を出せるというところに対してその200円の差額を市でもって補助するというような形にすれば、飲食店も500円で頑張ってお弁当つくれるし、保護者の方も今までの給食費と同じ給食費でお昼ご飯を食べるといったようなこともアイデアとしてあると思うんですが、そういった飲食店と給食を結ぶというような考えてのはおありでしょうか。

○議長（関根正明） 松橋こども教育課長。

○こども教育課長（松橋守） はい。今ほどの質問にお答えいたします。実はそういうふうな申し出というのは、商店街等からございませんで、正直な話、そのような想定はしておりません。ただ申し出がありましたら、今おっしゃられた部分につきまして可能かどうかも含めて検討はしてみたいと思っております。ただどういう子どもたちに提供すればいいのかとか、どういうふうな世帯が困るかっていうところの拾い出しっていいですか、その声を聞くのは、皆さん家庭のほうに戻ってますので、そこは少し難しいかと思っておりますので、そういうふうな課題もあるところで、今後検討したいというふうに考えております。

○議長（関根正明） 堀川義徳議員。

○堀川議員（堀川義徳） 我々議員のところにいるいろいろ困ったっていうんですかね、そういった、こういうことであればなあというような話もきてますので、我々もですね、それがどの程度あるのかということをもたいてろんな形で情報を集めて、ぜひ本当にお互いに少しずつ我慢してこれを乗り切るというような、それで市も少しサポートして乗り切るというような形ができればいいかなと思いますので、ぜひまたそういう機会があったらお話ししたいと思います。よろしくをお願いします。

○渡部議員（渡部道宏） 私が今考えておりますのは、市役所というか、妙高市を進めていく上で、経営していく上で大事なのが、まず行政の姿勢、そしてリスクヘッジ、あと市民一人一人の意識、この三つだと思っております。今、

我々が、これ出そうとしてるのは一人一人の個人の意識ですよ。こういうふうな予防対策をしましょう、予防はこういうふうにしましょう。ただ市民が求めているのは、予防は当然自分たちの意識であるんですけども、行政の姿勢、多分そのリスクヘッジっていう部分に対してですが、このコロナウイルス、無症状の方もいらっしゃる。当然道の駅だって土日、商店じゃなくてお店やってますし、県内からどんどん来てます。遅かれ早かれ必ずコロナは妙高市から出てしまうはずだと思います。不穏な発言かもしれませんが、これは揺るがない事実だと私思っております。そのときに、出た感染者をどのように対処するかというのが市民にみえていません。ですので、市民には、第1号になったということで誹謗中傷されるのを大変恐れております。例えて言うか、例え、どうかわかりませんが、たばこを捨てる高校生を見つけるのと一緒ですよ。たばこ吸ってるのをものすごく怒る。だけど高校生はたばこを吸いたい。どうなるか。隠れてたばこを吸う、そしてそこから火事が出るんです。そういうことが想定されると思います。ですので、1人も出さないという意識ではなく、出たとしても、皆さんは頑張って出さないようにしてください。しかし、出たとしても安心なんです。妙高市としてはちゃんとこういうところで隔離施設あります、こういう体制整えております。だから、皆さんには蔓延しません。その上で皆さんはうつらないように心がけてください。そう呼びかけるのが必要なのではないでしょうか。出る人がびくびくして、自分がコロナだとわかったとしても、手を挙げるのが怖い、自分が言われるのが怖い、だまっている、無症状だ、人と接触する、知らないうちに感染は拡大します。出ても大丈夫だというような体制を、広報の中でも、市役所の体制としても、うたっていたきたいと思います。そこに対して何か、対策今後どうにか、例えばですね、こういう隔離施設、妙高高原で旅館とか使っていない、何て言うんでしょうかね、旅館だとか、市営住宅だとか、そこに隔離する準備ができています。仮に出た場合はそこに隔離させていただいて、医療体制をこのように整えております。そこに対する食料の供給はちゃんとルートができていますとか、何かこう安心するような、出ても、私になっても大丈夫っていうのはちょっと表現的におかしいかもしれませんが、そういうのは何か考えていらっしゃれば教えていただきたいのですが。

○議長（関根正明） 今井健康保険課長。

○健康保険課長（今井一彦） お答えいたします。新潟県では、感染患者が急増した場合に備えまして、受け入れ病床数の確保に向けて検討する医療調整本部を県の対策本部内に設置しております。3月30日現在ですね。4月7日の現在では、県内では、感染症指定医療機関6病院36床に加えて、新たに約200床確保したということでございます。県では厚労省が公表しているピーク時の認可患者に対応できるよう、4400床確保させているということでございます。県のですね、対処方針が策定されております。患者が増加した場合、入院が不要な軽症の患者は自宅療養、それから、軽症でも、自宅に高齢者や持病がある人に感染する可能性がある場合については、宿泊施設などへ流用するというところでございまして、現在の県におきましても、調整本部を中心に、病床の確保、それから、軽症者の扱いについて対策をとっているというところでございまして、実際の上越地域におきましても、関係病院、それから行政も入りまして対策を検討しているという状況でございます。決定事項でございませぬので、今この段階では公表できるものがございません。

○議長（関根正明） 渡部道宏議員。

○渡部議員（渡部道宏） 確かに上越市さんは感染者出ておりますし、実際の対策をされてるかと思いますが、やはり妙高市はもう上越市と緊密な関係でございますので、間違いなく上越市民と言ってもいいぐらいの意識で妙高市にはいると思います。そこで、県がこういうことをやるから県に倣ってはなくて、妙高市としては県がこういうことを整えてくれるので、そのアクセスとして妙高市はこういう形でつないでいくんだと。それが見えていないから、いや、今市民は心配してるんです。県では何床か構えていると。だから妙高市は電話相談で発見した場合は、こうい

うところで検査機関通して、そこで検査をしたあげく、あげくって言っちゃいけないか、結果、陽性だった場合は、こういうルートでここにちゃんといれますよと。ですので、ほかの方々と接触しませんし、細かいことまでありませんけども、市民が納得する、安心するという情報を提供していただきたい。県が県が、ではなくて、妙高市として、こういう体制で出た場合はこういう方法でやっていくんだというのをぜひお示しただければということをお願いしておきたいと思います。以上です。

○議長（関根正明） 村越洋一議員。

○村越議員（村越洋一） ICTの関係で少し伺いたいと思います。こういう状況になってですね。学び方それから働き方、こういったものが非常に変化をしていかなくちやいけないという状況になってきていると思います。資料をいただいたんですけども、国のギガスクールの加速とあわせて1人1台の端末、それから学校と家庭の通信環境整備というふうにあるんですけども、これについて4月10日にですね、萩生田文科大臣の会見で緊急事態宣言の指定区域では、子どもが学校にいないうちにWi-Fi工事を進めたらいいとか、あと、タブレットなどは自治体が判断すれば、すぐに購入できるような状況にあるというふうな発言もあったんですけども、妙高市では先ほどもありましたけど、家庭の通信環境整備ということで、どんなふうな考えで記載されているのか伺います。

○議長（関根正明） 松橋こども教育課長。

○こども教育課長（松橋守） はい。家庭の通信環境整備につきましては、通常、Wi-Fi環境の関係なんですけれども、こちらがないとネットにつなげないということもございますので、今回の国のほうで示しております、その環境整備につきましては、Wi-Fi環境が整っていない家庭に対しまして、モバイルルーターを貸与するための支援というふうな形になっております。ただそれについても、所得制限等がございまして、希望する世帯全てではなくて、あくまでも一定の要件を満たす世帯に対して、希望されれば、その世帯にモバイルがないというふうな世帯については、それを貸与するというような支援になっております。

○議長（関根正明） 村越洋一議員。

○村越議員（村越洋一） 平均的に対応できないと学習に当然差ができるわけですから、そういった意味でしっかりと対応していただきたいと思います。それからYouTube等で、授業を見てもらうというふうなこともありましたけれども例えばですね、端末がしっかりと対応できない場合ですね、親のスマートフォン借りたりとか、そんなことでできるっていうふうな話もあるんですけど、そんなふうな考え方でしょうか。

○議長（関根正明） 松橋こども教育課長。

○こども教育課長（松橋守） はい。おっしゃるとおりだと思います。全ての家にモバイル等があるわけではないかと思っておりますので、そういう世帯につきましては、保護者の持っていらっしゃるモバイルですとか、今おっしゃられたようなスマートフォンを借りるなりをして、国等でも、そのYouTube等で、学習館なんて言うんでしょうかね、学習するようなメニューを出しておりますので、そういうものを見る際には、ご家庭にあるものを活用していただいて、やっていただくというふうになるかと思えます。

○議長（関根正明） 村越洋一議員。

○村越議員（村越洋一） 学習コンテンツに関してはいろんなところからいろんなパターンの教材が提供されていると思います。そういったものを上手に活用すればいいんじゃないかなというふうに思いますが、いずれにしてもですね、ハードウェアソフトウェア、そういったものの対応をしっかり進めていただけるようお願いしたいと思えますので、計画的にですね、遅れないようにやっていただきたいというふうに思えます。あとですね職員のほうのテレワーク、こういった環境整備について伺いたいんですが、先ほどもありましたように、分散業務っていうんですかね。連休明けからっていうふうな話だったんですが、具体的にどんなふうに進めていくのかについて伺います。

○議長（関根正明） 平出総務課長。

○総務課長（平出武） はい。分散業務でございますけれども、本庁に職員がほぼ集中しているところであります。そういった中で、妙高支所、妙高高原支所、それと、通常の勤務場所でない会議室等を使ってですね、職員を分散させようという考えであります。その場合の各ネットワークの接続等については、各所等にもLANケーブルと申しますか、そういうネットワークケーブル既に配置してございますので、その辺の本庁の事務室の机で行っている業務と遜色のない形で業務が行われるというふうな環境が整っている。あとは各課の体制の中で、誰と誰がどの業務を持ってほかのところに行くかというふうなことを整理しております、5月の連休明けから一部スタートしたいというふうに考えております。

○議長（関根正明） 村越洋一議員。

○村越議員（村越洋一） 支所に関してはですね、専用線があるとか、当然今まで、同じようなネットワーク中で業務やられてたわけですから、そういうところに移動してやることに関しては、さほど抵抗がなくやれるのかなというふうに思いますけれども、当然設備整備の関係で、細々としたことがあると思いますので、そういったことも上手に進めながら、やっていただきたいということと、あわせて、こういった仕事の仕方というものを、この機会ですから上手に進めていただきたいというふうに思います。あと、例えばですね、テレワークについて伺いたいんですが、職員がテレワークというのは、今現状でどんなふうに行けるというふうなお考えなんでしょうか。

○議長（関根正明） 平出総務課長。

○総務課長（平出武） はい。今ですね、テレワーク等については、会議自体もですね、何か先日も庁内で、試行したんですけども、ズームという形でのソフトを使ったあの会議ですかね、ズームという何かアプリがあるんですかね、そういったものを使った会議とかですね、やってるのと。あとモバイルと申しますか自宅から遠隔でですね、市の庁舎の、何て言うんですか、ネットワークの中で、バーチャル的に、家庭でですね、本庁のデスクワークと同じような形でやるソフト等もございます。いろいろセキュリティーの関係とか、個人情報関係等ございますので、どれとどれがそのモバイル、すいません、テレワークですとか、在宅における勤務に適するかっていう部分については、今各課においても拾い出し済みでございますので、テレワーク、あるいは在宅におけるパソコンを使ってやる業務っていうのについて、できるものからですね、試行してございますか、感染拡大等に向けてですね、試行して、いざというときに備えていくというふうな考えでおります。

○議長（関根正明） 村越洋一議員。

○村越議員（村越洋一） 自宅での業務、非常にこれ大事なことだと思います。今ですねビデオ会議とか、そういったもので非常にこうやってみると案外と効果があって、メリットもたくさんあるというふうな仕事の仕方もあると思います。そういったものも上手に活用できるようにしていただきたいというふうに思います。あわせて申し上げたいのはBCP、事業継続計画っていうのがございますよね、そういったものがですね、市の災害対応の、そういったものを計画見せていただいても、そこまでは踏み込んでやられてないというふうな印象がございます。これからは大きな災害があったり、それから予期せぬものと、いろんなものが複合的に行われることも考えられますね。そういったことも含めて、このBCPについても一層の研究を進めて、やっていただきたいというふうに思います。あと1点ですが、市内の公共施設が非常に休館ということで5月31日までということもありました。で、昨日からいきなり、休館になったというところが多くて、そんな中で市民の皆さん方も、利用しようと思っていらいきなり休みだったとか、そんな話もよく聞きます。図書館について伺いたいんですが、図書館も当然休館施設の中に入っています。これについてどういった議論の中で図書館も全て休館というふうな形になったのか、お伺いしたいと思います。

○議長（関根正明） 宮川生涯学習課長補佐。

○生涯学習課長補佐（宮川尚文） 図書館についてですけど、不特定多数の方がおみえになる、参集するという場所ですんで、どうしても感染リスクは避けられないということで、我々としても、こういった機会ですんで、読書活動は推進したいところなんですけど、万一のことを考えまして万全の対策をとるといったことを今回は優先して、こうした結論となったということでもあります。

○議長（関根正明） 村越洋一議員。

○村越議員（村越洋一） 万全は非常によくわかるんです。今ね我々こうやって会議していても、寒い状況で扉をあけて、本当に3密を避ける中で、できるわけですね。図書館に関してはですね、例えば、扉をあけたり、それから、入場数の、例えば規制をすとか、いろんな工夫でもって活用できると思うんですよ。それから当然本の貸し出しというものもありますのでそういったものに絞ってやるとか、今だからこそ家庭での読書習慣、これ、本当に非常にやるチャンスというふうに思うんですが、それについていかがですか。

○議長（関根正明） 宮川生涯学習課長補佐。

○生涯学習課長補佐（宮川尚文） 我々としても、そういった読書活動の重要性を認識しておりますし、可能な限り、いろんなやり方を考えていきたいところではあるんですけど、そういった姿勢は持ち続けつつも今回に関しては、感染予防、拡大防止を優先させていただいたということで御理解いただきたいと思います。

○議長（関根正明） 平出総務課長。

○総務課長（平出武） はい。今ほどの図書館の件なんですけれども、新潟県からも4月21日の要請の中で、施設規模が大きいんですけども、図書館も休業要請のところに入っております。これは法に基づく措置のところには分類されているところであります。そういった要請を同じ行政機関である県のほうで出している中で、市としても、自分たち持っている図書館について、休業するというふうなことで、県に倣って対応しているというところであります。

○議長（関根正明） 村越洋一議員。

○村越議員（村越洋一） 長くなって最後にしますけども、休みのときはですね畑田んぼで活動する、もちろんいいと思うんですけども、晴耕雨読と言いますね。やはり雨降ったときには、家の中で読書という、そういった呼びかけもできると思います。いきなりの休館でもって本借りたくても借りれなかったという方も多いと思うんですね。その辺もう一度お考えいただいでですね、対応していただけるようお願いしておきます。以上です。

○議長（関根正明） 太田議員。

○太田議員（太田紀己代） 今ほども3密といった形の話が出ております。国としてもそのところをしっかりと皆さん御注意願いながら行動してくださいという自粛要請のほうになっているわけなんですけども、3密がなければいいというわけではありません。少なくとも1密でもだめなんですね、本来は。そういったところも含めまして、妙高市として、感染対策をどのように指導されようとなさっておられるか、お伺いしたいと思います。

○議長（関根正明） 今井健康保険課長。

○健康保険課長（今井一彦） 本日の資料の別紙にもございますとおりですね。従来からうがい、手洗い、咳エチケット、これずっと繰り返してきております。それから議員さんからおっしゃられた3密ですけども、3つの密が重なった場合じゃなくてそれぞれの密にもやっぱり原因があるかと思しますので、この3つの密を避けるんだということ、それから大型連休前ですけども、不要不急の外出は徹底的に避けるんだということにつきまして、広報無線ですとか、チラシですとかホームページですとか、地道な活動になりますけども、呼びかけていくということがございます。

○議長（関根正明） 太田議員。

○太田議員（太田紀己代） はい。実際ですね、妙高市から出されている広報の内容は、3密3密というふうな形で出ております。そうでなくても接触ですよ、いわゆる密着まではないかもしれませんが、密接、そういったところがいろんな個所で起こりうるといったところでは、情報をきっちりとしていただきたいと思います。三つでないから二つだから、みんな集まっていよいよとか、そういうふうな認識になりがちです。そういった部分も含めまして、きちっと感染対策の情報発信をしていただきたいと思いますというふうに思います。それから、医療の現場のところの部分ですが、実際、マスクといったところだけで対応なさっておられるのでしょうか。本来であれば、防護服、消毒薬、あるいはそのそれぞれの病院の、ルート不顕性感染者がおられるはずなんですね。実際、御自身が気づいてなくて、知らないうちにかかっていたかもしれない方々も病院に訪れるかもしれない。そういったときの対策とか、そこで悩んでいるところとか、そういった指導とか、あるいは対策に対して相談に応じておられるのでしょうか。その辺について、教えていただきたいと思います。

○議長（関根正明） 今井健康保険課長。

○健康保険課長（今井一彦） はい。お答えいたします。各病院の対策につきましては、各病院が策定いたしましたマニュアルに沿って対応しているというふうに思っておりますし、また仮にですね、市のほうに相談があれば、また保健所等とも相談しながら回答していきたいというふうに考えております。それから資材につきましては、決して満足できる状況ではないと各病院が工夫しながら、現状しのいでいるという状況だと思っておりますが、市のほうで提供できるものがないというのが現状であります。また国の補正予算の中でも、国のほうでですね、一括この資材を買い上げて、優先順位をつけながら、各病院に配布するというようなこともございますので、そういった様子を見ていきたいというふうに考えております。

○議長（関根正明） 太田紀己代議員。

○太田議員（太田紀己代） はい。実際ですね、備品についてはしっかりと用意ができるように対策対応整えていただきたいというふうに思います。マスクだけではありません。繰り返しますが、防護服も消毒薬もほとんど足りていません。病院に行った場合にも、その辺は皆さん、十分におわかりになるかと思えます。現場で一番感染に接しやすい人たちが、マスク、1日1枚しか使えないと言った状況もあります。本来ではありえません。お1人の患者様に対して、1枚。あるいは防護服も1枚というのが本来であります。それもできない状況があるということはこの市内、病院、医院、開業医の方々も含めて、そういう状況であることは、しっかりと認識していただきたいと、そのように思います。そして、病院の入り口とか、いろんな感染対策をされておられるんですよね。ただこの市役所においても、私、先ほど、こちらのほうに参りましたが、自動ドアになっている、ここから下に、右側の一番下のところ、私、時々入らせていただくんですが、今自動ドアがなくなっていませんよね。正面玄関、脇玄関は大丈夫です。でもあそこは業者の方も入ります。あそこ手動なんですよ。それが果たしていいのかどうなのかというところも感じて、感染対策をしっかりとやっていただきたいと思うんですね。そこが、医療現場とか、そういったところの状況がどうなのかの把握も弱い、だからこそそういった実態があるんじゃないかというふうに、どうも感じてしまいます。その辺も含めて、皆さん、本当に、今、隣にいる人が感染してるかもしれないといった状況で、危機感を持って、対策本部の対策を立てていただきたい。その中で、ちゃんと専門家の方々、有識者の方々が入って対策本部になっているのでしょうか。市の中だけの話では、うまくいかないと思います。実際、生活も全て十分な方々と、そうでない方と、感染対策ができる方とできない方と、いっぱいいるんですね。ですからそういった方々の意見もきちっと吸い上げ対策本部にしていきたいと思いますと思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（関根正明） 平出総務課長。

○総務課長（平出武） はい。お答えさせていただきます。初めに庁舎の入り口の件の、自動ドアの件ですけれども、

原則正面玄関っていいですか、住民の皆さんからお入りいただくところについては、自動ドアとなっております、東側の入り口については、職員の通用口というふうな認識でありましたので、時間中、職員が出勤、あるいは退庁するとき以外につきましては、原則閉めさせていただいています。それで、正面のほうへおまわりくださいということでやっております。ただ、こういう事態になっておりますので、その辺のところについてですね、庁舎管理等のことも含めて、その部分については検討したいと考えております。それとあと対策本部の専門家というふうなお話ですけども、なるほどというふうな部分もございます。今後ですね感染拡大とかですね、さらに感染の長期戦になるというふうにも私も考えております。必要に応じてそういった専門家の皆さんからアドバイスをいただく、今現在ではですね、保健所等の方とかですね、皆さんと連携する中でいろんな情報を得て、対策等を行っているところでありますけれども、さらにそういう専門家の要請とか、あるいはいろんな市民の方々がいらっしゃるというお話につきましては、それぞれ、福祉現場からすれば、福祉介護課、医療現場からすると、健康保険課、いろんなチャンネルを利用してですね、活用して、商業者なら観光商工というふうな中でですね、いろんな意見を吸い上げて、対策本部、対策を考えていきたいというふうにも考えております。よろしく申し上げます。

○議長（関根正明） 太田紀己代議員。

○太田議員（太田紀己代） はい。あともう1点だけ、申しわけありません。これは私ごとのところもあるんですが、最近ですね、葬儀に関しては、やはり家族葬がふえているといったところではございます。そういった場合、不要不急という観点からすればどうなのかなってところはあるかと思いますが、人間の心情として、やはり最後の別れはしっかりとしたいなというふうに思います。その辺に対して、県外者等々については、家族の考え方で動いている部分があるかとは思いますが、そういった動きについて、皆さんはどのようにとらえておられるか、おきかせください。

○議長（関根正明） 岩澤環境生活課長。

○環境生活課長（岩澤正明） はい。これもやっぱり感染予防ということをまず第一に考えておまして、3月下旬ですかね、死亡診断書、火葬の許可証ですね提出された方に対して、熱のある方、熱のある方高齢者の方は、健康状態を見て、私たちの場合は葬儀場、火葬場にですね、火葬場になるんですけども、状態見て、きてくださいということをお願いしておりますし、あと葬儀関係者も、つき合いがありますので、なるべく火葬場に来れるときは気をつけてくださいといったようなお願いをしているところであります。ただ人間最後のですね、場でありますので、そのようなところは配慮して、強制的とか、そういうことは全く考えておりませんので、そういうことで御理解していただきたいと思います。

○議長（関根正明） 小嶋正彰議員。

○小嶋議員（小嶋正彰） はい。1点お願いします。資料の2ページになりますが、8番の事業、イベントなどの中止延期、これは感染防止の意味からは、やむを得ない部分が多いのかなというふうに思います。各地域の中でもですね、いろんな地域でのイベントあるいは会議、もう本当に中止が続いてですね、事業停滞しているというのが現実であります。そういった中でですね、10番目の、点の6番目、感染症に伴う中止縮小事業、不要不急事業の洗い出しを実施中とこういうことがあります。この辺のところですね、特に不要不急事業というのは、どこをどういうふうにするのか。このままいくとですね、非常に萎縮してしまう部分も出てくるんじゃないのかなと。どんどん停滞してしまう。そういうことも心配されます。この検討の基準については、あるいは時期については、どういうふうにお考えでしょうか。

○議長（関根正明） 平出総務課長。

○総務課長（平出武） はい。不要不急事業といいますか、もう既にですね、中止が決まっている事業とかですねそう

いったものを拾い出す、あるいはですね不要不急という概念からしますと、今、今年度やらなくちゃいけないのかというふうな観点。確かにイベント等、どうもイベントに絡むものが多いんじゃないかなっていうふうにお考えになるかと思います。今後の収束後の再興っていいですか、そういった観点からすると、イベント一概にですね全部全て自粛して、やめましょうっていう話ではございません。必要なものは必要でありますし、元気出すためにやろうよっていう話は、それはもうあると思います。そういったことで、この不要不急事業の洗い出し、中止縮小事業っていうものにつきましては、これだけ経済が疲弊してくる、当然、税収も減るという中で、今からそういうふうな備えて、財源が潤沢にあるんじゃないんだと、逆に減るんだというふうなところの中で、今一度事業を見直す中で、延期できるもの、そういったものは何なのかと、本当に必要なのかっていうようなものを、もう今一度職員よく考えて事業にあたりましょうということで、おこなっている取り組みであります。

○議長（関根正明） 小嶋正彰議員。

○小嶋議員（小嶋正彰） はい。何もかも中止、延期ではなくて、必要なものはちゃんと対策をして、またそれに対する対策に必要な予算もつけて、萎縮してしまわないように十分検討していただきたい。コロナウイルスが鎮静化したときには、必ずや地域の経済も、それから市民活動も、回復が確実になるように、そういう視点で、これ検討していただきたいと思います。以上です。

○議長（関根正明） 霜鳥榮之議員。

○霜鳥議員（霜鳥榮之） はい。何点かあります。順次簡単に、端的にお伺いをしていきたいと思います。最初に1ページの市民電話相談の関係なんですけど、71件とあります。実際には今、市場の中で、マスクや消毒用アルコールの品薄っていう形があったりしてて、まだまだ、十分に買い求められないでいるっていう実態もあります。手づくり手づくりと言ってますけども、手づくりも必要ですが、こんな状況の中でありましてこの71件の内容、主なものはどんな相談事であったか、お聞かせをいただきたいと思います。

○議長（関根正明） 今井健康保険課長。

○健康保険課長（今井一彦） はい。お答えいたします。本日現在72件になっておりますので、その内訳ということでお願いいたします。新型コロナウイルスそのものにつきましては、12.5%、症状につきましては、16.7%、それから感染予防法につきましては、11.1%、それから、イベント集会等の活動、これは市のイベントがございまして、地域のイベントをどうしたらいいかという相談もございました。それにつきましては、36.1%と一番多かったということでございます。最後その他になりますけど、23.6%になりますけど、この中には国の経済対策等の紹介もございました。以上でございます。

○議長（関根正明） 霜鳥榮之議員。

○霜鳥議員（霜鳥榮之） はい。相談ごとはいろいろあると思うんです。それぞれ個人の思い思いであると思いますんで、丁寧に答えるっていうことと、ただその質問に答えるのみではなく、市の姿勢をぜひその中に入れて、本人が納得できるような対応をしていただきたい。それも、今後の参考にいかしていただきたいというふうに思います。3ページ目の感染拡大の防止の関係なんですけど、非接触型体温計を購入、これ今やること自体ちょっと遅いっていうふうな思ってるんですけど、恐らく品物がなくてなかなか手に入らない状態にいると思うんですけど、この対応、現在どのようになっていますか。

○議長（関根正明） 松橋こども教育課長。

○こども教育課長（松橋守） はい。これはこの状態が始まってから、ずっと体温計につきましては、探しておったんですけども、なかなか品薄ということで調整がつかせませんでした。ようやく最近になりましてから、市内の業者を通じまして、何とか入手できる見込みがたったということで、今、事務手続を進めているところです。一応納期の

見込みにつきましては、それでも精いっぱい早くということをお願いしてるんですけども、5月末ぐらいの納期の見込みになっております。以上でございます。

○議長（関根正明） 霜鳥榮之議員。

○霜鳥議員（霜鳥榮之） はい。なかなか品物が間に合わないっていうのは、私も承知してます。体温計ですね、今、かからないようにとか、イベントとか、いろいろな市民の皆さんの動きの中で、やっぱり、これが完全っていうことじゃないんですけども、一応参考的な形でもってチェックするっていうのは、大いに結構な話なんですけども。どのくらい買い求める予定なのか。しかもそれを、いろんなところでもってね、中心的には、学校、保育園学校等々っていうことになると思うんですけど。そのほかでも有効に活用できると思うんですけども、全体的にはその辺の活用方法っていうのはどのような考え方でいるのか、全体の考え方を聞きたいと思います。

○議長（関根正明） 平出総務課長。

○総務課長（平出武） はい。今現在ですね、発注してるのは、約60本ぐらいですね、各学校等にですね配布するということで最低発注をこども教育課のほうでしているところです。そのほかについてですね、イベントを今後ですね、先ほどもイベント全て、自粛するわけではないというふうなところの中では、追加でですね、トータルで言えば、100とかですね、そういったような数字も視野に入れながら対応したいというふうに考えてます。ただしかし今現在、ゆとり、だいぶ前から手配して60本しか手に入らない中で、とにかく学校関係の物を優先して、とりわけ納期を急いでやっていただきたいということで今お願いしているところであります。

○議長（関根正明） 霜鳥榮之議員。

○霜鳥議員（霜鳥榮之） この話が出た時点でね、もう即品薄になって、あるいはそのあとまた増産についていうこと言ってますけども、体温計増産って言ったって、どの類だかってのはいろいろある物ですから、普段、普通使っている体温計そのものも、品薄っていうような話もあったりしてますんで、5月末だろうが、できるだけ早くっていう対応より仕方ないかというふうには思うんですけども。今後の対応の中では、そこで終わりじゃないっていうふうに思っていますので、継続した形でもって、計画的にって言いますかね、使用方法っていうか、さっきも言いましたけども、イベント等、とりあえず人が集まるみたいな、そういう形の中でも大いに活用してっていうようなことでもって、安全対策の一環として取り組みを進めていただきたいというふうに思います。それから4ページの生活・雇用の関係の中で、子育て世帯の臨時特別給付金なんですけど、これは児童手当云々の絡みでもって、先ほど給食の話もありましたけれども、1人1万円ちょっと給食代で1カ月分くらいなのかなというふうに思ったりもするんですけど。これ実際には、具体的に、いつごろから実施する予定なのか。既に、この辺のところでは、大きな負担となっている部分もありますし、さっきの給食の配布っていいですかね、希望者に云々っていう話もありましたけども、そういうことも視野に入れた形での取り組みも必要なかなっていうふうには、当然のことながら思うんですけども、いつ頃からの対応を考えてますか。

○議長（関根正明） 松橋こども教育課長。

○こども教育課長（松橋守） はい。こちらの対応につきましては、6月に児童手当の支給が予定されておるんですけども、それとあわせて、指定口座のほうに振り込む予定です。ただまだ予算のほうは、この30日に決まる予定となっております、まだ決まっておりませんので、それが決まり次第、また準備に入りたいと思っております。

○議長（関根正明） 霜鳥榮之議員。

○霜鳥議員（霜鳥榮之） はい。それでこれについてはね6月からっていう話なら話でなんですけど、対象者に対して通知も出しておいたほうがいいのかと思うんですけども、これも、通知を出すことによって、安心の一つっていうのは出てきますんでね。だから、この辺のところの対応については、どういう考え方でありますか。

○議長（関根正明） 松橋こども教育課長。

○こども教育課長（松橋守） はい。こちらの国で示してる事業スキームというのがありまして、その中で、対象世帯に対しましては、この給付金の案内チラシ等ですね、希望しない場合の申出書というものを送付するようになってます。例年6月に児童手当の現況届というのをやっておるんですけども、それをですね、5月中に発送しますので、それとあわせて順次発送したいというふうに考えております。

○議長（関根正明） 霜鳥榮之議員。

○霜鳥議員（霜鳥榮之） はい。できるだけスムーズな対応をお願いしておきたいと思います。5ページで、(5)の⑥給付金の関係です。申請方法は、っていうのがあるんですが、一般の人たちはこの対応でっていうことで書類で郵送でもって対応できるのかなっていうふうに思うんですけども。例えばなんですけどね。民生委員とか、あるいは訪問看護とか、そういう絡みの人たちの場合にどう対応したらいいのかっていうのがあったりしてて、人に頼んでもっていう形があったりしても、なかなか口座番号まで書くということになると、その辺も、何ですか。民生委員に対して、この辺の指導対応をどのように、行うつもりなのか、考え方を聞かせください。

○議長（関根正明） 岡田福祉介護課長。

○福祉介護課長（岡田雅美） はい。お答えいたします。民生委員につきましては福祉介護課の所管になりますが、現時点で具体的に、どういう形がいいかっていうのは交付の仕方を含めて、また、国等にも照会しながら、例えば民生委員さんがそういう業務をしていいのかも含めて検討してまいりたいなと思っております。

○議長（関根正明） 霜鳥榮之議員。

○霜鳥議員（霜鳥榮之） はい。国のほうも、後手後手伸び伸びっていう形で来て、29日ですか30日ですか、その辺いれてると。じゃあ誰がね。そういう人たちの相談相手になって、お手伝いできるのか。この辺のところは、早くに手を打っておく必要がある、準備しておく必要がある。この10万円っていうのは、国会とおってないっていうのはありますけど、ほぼ確定でありますんでね。それをいかにスムーズにとり行うかというのがやっぱり末端の準備だと思いますんでね。誰でもいいよっていうパターンのものだったらいいけども、この辺のところは、今、詐欺問題もかなり出てるんですよ。この絡みの中で、したがって、詐欺問題でひっかかるっていうこういう問題もあったり、手続上の問題があったり、誰がどうなのかっていうこの辺のところは、不信心と安心の境をどう、対応していくのかっていう、こういうことでもありますんで、早急な対応っていうかね、やるべきだというふうに思うんですけども、もう一度確認します。お願いします。

○議長（関根正明） 岡田福祉介護課長。

○福祉介護課長（岡田雅美） はい。支給の仕方の方法として民生委員さんにお手伝いいただくほうもあれば、例えば私どものところでいえば介護施設、特別養護老人ホームじゃどうするんだとか、そういった問題も、幾つか出てくるかなと思っておりますのでそれについては、所管課のほう、今回の交付支給に対する所管課で皆さんとまた相談しながらですね、具体的にやっていくという方法を検討してまいりたいなと思っております。

○議長（関根正明） 霜鳥榮之議員。

○霜鳥議員（霜鳥榮之） はい。最後に別紙のところでも伺います。文字で書くとね。もっともに聞こえてくるんですけども、まず市民の皆様一番上なんですけど、丸2番目で不要不急の帰省や旅行はあるのですが、この旅行は、ここにいる人たちが出かけるのを極力避けてください。ところがここに帰省ってあるんですよ。この帰省のところでもってどう本人に対応するのか。これでもって、上越でも、あったりしてるっていうのはあるわけですよ。この辺のところの対応をどうするか。実際にはね。私個人的に考えてるんですけども、まだね、これに対する危機感っていうのは非常に薄いと思っております。これは私たちが薄いついていうことだけじゃなくて、それぞれ今自分でそうなって

ないから、あるいは、それぞれの対応の中で、そこにいられないから帰省するとかっていう、こういうものもあったりするんですけども、そこでの指導をどうしていくか、指示をどうしていくか、これは非常に面倒な便もあるんじゃないかと思うんですけども。この辺の考え方、いかがですか。

○議長（関根正明） 平出総務課長。

○総務課長（平出武） はい。その辺の考え方は本当に非常に個人のいろいろ考え方によっては非常に大きなところありますけれども、今回の政府の緊急事態宣言が全都道府県に出されて、新潟県知事も、県をまたぐ移動等については厳に自粛してほしいと。その中で県からもいろんなチラシ等で、ここに住んでいるご家族の皆さんということで、他都道府県からの不要不急の帰省や、そういったものについては厳に、特に大型連休中は自粛してくださいというふうに強力に言葉でですけども、あとは、知事は直接の言葉としてニュース等でですね、メッセージを送っているところでもあります。法に基づくといいますか、特に東京等の13都道府県等についてはですね、法に基づいて県外への移動等についてはですね、もう可能な限りっていうか、ほぼ禁止みたいなかたちの中で報道しております。ただそういった中でも、移動されてる方がいることもまた事実であります。市のほうにも、ちょっと電話等で相談があったときもあるんですけども、今度来た方に対する周りの目といいますか、そういった中で、厳しいものがある中で、どのように対応していくんだっていうこと。いろいろとわけわからんこと言っていますけれども、市としては、相変わらずこの行動自粛について、良識ある判断を市民の皆さんにお示ししたいと。危機感がないんじゃないかっていうお話、それ、ただ、上越市等ですね、例もほぼ帰省された方が、3例中2例が特にそうですけれどもそういう方があります。そういったことからすると、今都市部等で感染しているものが地方に拡大しているんだと。これをここでとめなきゃいけないっていうのが、大型連休中の大きな課題であるし、その大きな分岐点であるというふうなことで、またいつもとおりになりますけれども、この連休前に、ちゃんとしたチラシ等で、改めて全戸配布させていただいて、皆さんの良識ある判断と、それぞれ我慢していただくということを呼びかけてまいりたいと思っております。

○議長（関根正明） 霜鳥榮之議員。

○霜鳥議員（霜鳥榮之） はい。常識的になっていう形でしか言えないと思うんです。その下にはね。事業所の皆さんへっていう中でも、やむを得ず来訪された方が云々ってこう書いてあるんです。これも、来られた人はこれ見てないからね、各戸に配ってもね。これ、いくら各戸にそれぞれ配ってもこれを見てどうのこうのいないんです。事業所の皆さんに、そこんところを特別枠でもってきちんとお願いをしていくと。したがって1番目のね、今お話ありました、帰省や旅行は、っていう形の中では、これ項目分けて、これからまたこれ配るって話ですけどね。項目を分けてですね、旅行についてはここにいる人たちが旅行に出るか出ないかそれは自粛してくださいと。だけでも、その下のところにもありますけどね、やむを得ず帰省をしなきゃならないときには、そのときの対応をどうすべきなのかっていうことを別項目でもって、きちんとつけておく必要があるというふうに私は思うんですね。それとあわせて、これをまた各戸に配るって話なんですけど、どういうチラシになるのかなって私これまた興味あるんです。前回、1回目のやつはA3で出して、2回目はね。わかりやすい形で出しますっていう話は聞いてたんですが、A4でもってびっしり入っていて、役所の通達文書でね。出したんだ。市民に配ったんだっていう、こういう、位置づけの文書なんです。急いでるから、これしかできなかつたって話も聞いてるんですけどね。やっぱり、この危機意識を持って、これは市民の皆さんから見てもらって、注意喚起してもらわなきゃいけないっていう、そういうものなんです。だったらちゃんと見てもらえるようなチラシを、1日遅れたってしゃあないなというくらいの形でね、幾ら、急ぐからといって。皆さん、ちゃんと見てもらえるようなチラシでなかったら、価値ないわけですよ。だから、ちゃんと見てもらって、そうかと。じゃあおれっちもこういうことで注意しなきゃいけないんだ

などということが、理解できるような形でのね、チラシをつくってもらわなかったら、意味ないと。先回のやつはね、ほんとに字ばっかっていう問題と、字が小さくてっていう問題とね。見るからに見る気はしない、こんな状況でした。したがって、本当に呼びかけをして、みんなで注意せんきゃいけないんだよと。私自身はそこらへ出ていっても、自分が不謹慎者であるかもしれないっていう形で、行動しなきゃならんなどと思ってらんですよ。自覚があるとかないとか別にして。したがってそのくらいの気でなかったら、収束に向けてっていう対応できないというふうに思います。それとあわせて、先ほどもありました無線で戸別受信機のね、無線放送でもってちゃんと出してるけども、あれだって、もっとね、きちんとした呼びかけをしないと。市役所総務課のお知らせですっていうだけだから、お知らせだけでいいのか。もっとそこに注意喚起をしてお願いしますっていうかたちで、認識してもらおうような、かたちでなくていいのかというのが私の認識なんです。新井地域については私たちのとこね、有線放送もあるから、有線放送のほうでは、先般の本部会議の中での市長の声も載せたりして、緊迫した状況そのものも、有線放送では伝わってるんですよ。ところが、そういうところは聞いている人が、その気になるけども、そうでないところは、やっぱりちょっと甘いんじゃないかなという認識があります。ここは十分な検討をしていただきたいということで終わります。

○議長（関根正明） 天野京子議員。

○天野議員（天野京子） はい。別紙の中で質問させていただきます。上から、三つ目の丸ですね、必要により帰省された方や転入された方は、自宅やホテルで、不要不急の外出を控え、2週間とあるんですけども、これホテルというふうに限定をされていますが、実際、待機であったり、隔離施設であったりという扱いで、ホテルというふうに限定をしているとなると、その旨を窓口でインフォメーションで伝えて、そういう理由で、2週間いさせてくださいということを申し出てくださというふうにとれるんですが、そうとってよろしいでしょうか。

○議長（関根正明） 平出総務課長。

○総務課長（平出武） はい。この部分につきましては、県のほうからですね、出された場合、こういう、例えばいろんな新幹線の駅とか、いろいろポスターも張ってあったりしたり、あるいはいろんな窓口にも置いてあるところに書いてあるんですけども、くだりなんですけど、こことところで、ホテルで、何ていうんですかね感染者が隔離されてるホテルっていうようなそういうふうな形ではなくてですね。多分、ほとんどの方がですね自宅になるんだと思います。ただ自宅でいられない方は、実家が狭かったりなんかするとホテルに泊まってる方もいらっしゃるというふうなことで、限定的に帰省された方について自宅やホテルでの2週間の健康観察をお願いしますということでありますので、そことところでですね、私は同意、約束になっちゃうというような形であれですけども、どういうふうなことを言えばいいっていうか、いうのってことなのか。例えば、私は東京から来ましたとあえて言わなくちゃいけないのかとか、そういうふうなことなのかどうかっていうのが、ちょっとわかりませんが、ホテルに泊まる時は大体どこから来ましたっていうことはチェックインのときに書くもんですから、そういうところで、どこからいらっしゃったんだと、やむを得ずいらっしゃった方なんだというふうなことで、ホテルとかですね旅館等については、受け付けることになるんだろうというふうなことで考えております。

○議長（関根正明） 天野京子議員。

○天野議員（天野京子） はい。実際2週間って、2週間そこで自粛をしろということになると、金銭的なものもかかりますし、ほかの地域を見ていると、地元の市民は一生懸命3密を守り、子どもたちも学校に行かせず、一生懸命やっていたのに、他からこられた方が、そこで発症して、町としては第1号が出たということが、非常に市民の皆さんはきっと誹謗中傷する気はなかったとしても、要するにこう一生懸命やっていたのに、何でだという怒りの気持ちが出ちゃったのかなあという残念なこともありました。そういう意味では今、東京から息子が帰ってきたと

か、どこどこから娘が帰ってきたということが、地域に知れ渡ると、その町内は、非常に戸惑うっていうことが、実際私も地元で感じております。そういう場合、自分の家の娘はホテルに2週間居ても何もなかったもので、家に入れましたよ、って言えば、確かに周りの皆さんも安心だろうから、こういう政策も一つは必要だと思うんですけども。これあのもし、受け入れ側のホテルはそういうことを知らないで、受け入れた後で、自分のホテルの名前が世の中に出て、非常に風評被害を受けるということもあるかもしれません。ならば、逆にホテルのロビーなり、エレベーターが何基あるのか、また隔離する階があるのか、そういうことも、聞き取り調査をした上で、受け入れられないのであれば、うちは対応できませんと。受け入れられるのであれば、逆にこのホテルは受け入れてくれるんだということをしっかりと市としても、つかんでおいたほうが、あっちこっちに泊まれるよりは、このホテルに、対応していただいているっていう、たまたま全国的にアパさんがそういう声を上げたようですけども、妙高市としてはそういう声をかけていないし、実際ホテルもどうしていいかわからないと思うんです。ですので、できれば、行動自粛要請の中にホテルはどういうふうに対応してくれ、してほしいのかというのも一文入れといたらいんじゃないかなと。そうすれば、例えば県外からこられた方は体温をちょっと測ってくださいとか、うそ偽りなく住所書いてくださいとか、そういうとどここ寄ってきましたとかいろいろなことわかるんじゃないかと思うので、もうちょっとそのホテルにいてほしいのであれば、ホテルに対する注意喚起、また対応の仕方、受け入れてくれるところ、くれないところというの、必要じゃないかなと思うんですがそういうところは情報入ってますでしょうか。

○議長（関根正明） 平出総務課長。

○総務課長（平出武） はい。例えばアパホテルの関係等についてはですね、感染して軽症の方の場合ですね、受け入れられるとか、そういったことですね、一部ホテルを、何ていうんですかね都ですとか都道府県等に、ここで指定されて結構ですよみたいなところを言った、というふうなことは新聞報道等でちょっと知っております。ただ、通常に旅行されていて、今外出制限とかされていますけれども、特にこのホテルに泊まってはいけない、あるいはホテルで受け入れてはいけないみたいなところまでは、この特別措置法の中でもですね、制限等をされていないのが現状であります。その中で、例えば、今回の自粛要請もホテル等は入っているんですがそれは貸館について規制されているものです。あと宿泊業については、制限されているところはございません。そういった中で、どのホテルを指定してこのホテルなら受け入れてくれますよ、あるいはそういったことについてを、市のほうとして斡旋するっていうことになる、逆に言うとホテルは、そういう人たちのホテルだみたいなところで風評被害とか、そういうことにも関係してきます。お気持ち非常にわかるんですけども、行政としてそこまで立ち入ってやれるかどうかっていうのは非常に、特に末端の市、行政ですね、市民の皆さんと近い施策を行っているところでありますけれども、国全体ですね、方針の中でそういうふうなことが制度的に制度化されたりするとすれば、制度にのっとって対応ができると考えられますけども、市単独でそのようなことをするっていうのは、今の段階ではかなり厳しいものがあるというふうに認識しております。

○議長（関根正明） 天野京子議員。

○天野議員（天野京子） はい。なぜ私がこんな質問をしたかといいますと、とあるホテルの方と話をしたときに、うちは、もしそういう要請があれば、検討しますと。なぜかというは既に休業しているからです。ですので、ある階だけは、トイレシャワーがついている。ほかの階にはないのでどうしても大浴場に行きなさいいけないけれども、その階だけは、対応ができますと、そんな話も、市の方にしたらどうですかと私もきいたら、きかれましたというふうに応えようと思っておりますけど今のところ何もオファーもないのでという、たまたまそういうホテルもあったので、もうここはコロナを恐れる、恐れるだけではなく、戦う。要するに、負けないっていう、そういう意味、市民皆さんで協力できること、やれること、支援できること、ただ怖がるんじゃなくて、どうしたらこれをみんなで一

丸となって乗り越えるかという中に、やれることは協力したいという方もいるような、寄附も、つくっていかなきやいけないと思いますので、ぜひとも、自宅やホテルで不要不急というのであれば、ちょっと対応してほしいと思いました。もう一つは、それは、たとえやったとしても、企業として転勤とか、異動の場合、会社には通勤するわけですよね。そういう意味では、事業者の皆さんへの中に、そのような該当される転勤者、異動者がいる場合、積極的に自粛をして、しばらくちょっと会社に来ないで様子を見るという期間をもってほしいというのを一文書かないとどうしても、自分にしかできない仕事もあるし、テレワークに変えられないものもあろうかと思いますが、対応していただくということをお願いする文書を入れていただければなと思うんですがどうでしょうか。

○議長（関根正明） 平出総務課長。

○総務課長（平出武） はい。事業者の皆様へということで、やむを得ず転勤等で来られる方、不要不急という、業務に当たらない、仕事っていうのはそういうのに当たりませんので、当然出勤する可能性もございます。そういった中で、先般県知事が出したその要請文の中には、今ここに書いてある別紙書いてあるほかに、いろいろ事業所内における衛生管理ですとかそういう発熱等の症状が見られた従業員の出勤の自粛とか。いろいろ分散勤務とかいろいろ要請も出ています。そこのところには書かれていないんですけども、特に自粛要請の中で、ここに書いてある別紙にかいてある。どこ行ったかな。転入等された方についても2週間程度の不要不急の外出の自粛とか、そういうのがあります。それ以外で仕事のために来られたっていうところについては、各事業所の皆さんにできる限りの協力といいますか、あるいはテレワーク等の実施、自宅とかというような呼びかけについてはちょっと配慮したいかなという考えております。

○議長（関根正明） 天野京子議員。

○天野議員（天野京子） はい、ありがとうございます。すいません隣のページの申請書なんですけど、これオンライン申請も可能ですよと言いながら、印鑑を押す場所がですね、2カ所、これ一番下は、代理申請を行う場合はありますけども、普通、指定する銀行の銀行印を押してください。必要なこともあるかなと思いますがそれはなくて、世帯主のところに、これ本当に印鑑必要でしょうか。お願いします。

○議長（関根正明） 観光商工課長。

○観光商工課長（城戸陽二） はい。これは現時点での様式（案）と書いてありますけれども、オンラインは、専用のオンラインサイトができます。それについてはまた別途周知をさせていただきたいと思っておりますが、今、国でオンラインの構築をしておりますので、わかりやすいように、この様式を使うわけではなくて、別のかたちになるときいておりますので、それはわかり次第またお知らせしたいと思っております。

○議長（関根正明） 天野京子議員。

○天野議員（天野京子） はい。印鑑は充分、簡略化されている時代ですので、本当にいらぬ印鑑は押さなくてもいいようになればいいと思います。それと、④番の注意事項に、例えば他の市町村でこの給付を受けた場合は返還をしていただきます。要するにダブるということですね。ほかに子どもさんたちが、世帯を持って、ダブるということを一番回避しなければいけないと思うんです。その場合、なぜ、こここそマイナンバーカードの出番じゃないかなと思うんですけども、同じ番号が重なればわかるわけですし、また申請してないのも、番号一つでわかるわけですので、マイナンバーカードをここで使うという案は、国が言ってきたんだからしょうがないと思うんですがちょっと提案していただければなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（関根正明） 観光商工課長。

○観光商工課長（城戸陽二） はい。オンライン申請時は必ずマイナンバーカードが必要になってまいります。普及率の問題等がある、持たない方のために郵送という手段が多分とられているんだろうと思っておりますが、二重給

付といますかね。そこについてあと二重に他市町村でもらった場合の給付については、チェック機能をどうやっていっていかけることを、これからも国と相談しながら、やっていきたいというふうに思っております。

○議長（関根正明） 宮澤一照議員。

○宮澤議員（宮澤一照） 簡単ですんで、短めにもうその辺でやめたいと思いますけれども。まず1点なんですけれどもね。やはりね先ほど渡部議員も言ってたけどもね、このコロナの関係ですとね、やはりもし万が一感染したとか、そういう状況になったときにやっぱり誹謗中傷、やっぱり非常にネットでも多いのが現状だと思うんですよ。やはりね、そこはね行政としてもしっかりと告知してあげなきゃいけない部分だと思うんですよ。その辺いかがお考えでしょう。

○議長（関根正明） 平出総務課長。

○総務課長（平出武） はい誹謗中傷ということで、ネットでもということで、先般も、上越市の市長もですね、誹謗中傷に関する特別の声明って言いますが、要請等を行っております。さらに新潟県知事もあわせてですね、そういった誹謗中傷に関しての声明を出しております。当市においてまだ幸いにも感染者が出ておりませんので、そういったことが今のところは、妙高市内においての事例ではないんですけれども、そういう場合について、行政としてということについては、それなりの要請っていいですか、声明ですか、そういうものを出して、呼びかけていくというふうなことになるかというふうに考えております。

○議長（関根正明） 宮澤一照議員。

○宮澤議員（宮澤一照） 本当幸いにもね出てないからこそね、みんなやはりね、逆にびくびくしてるんですよ。誰がそういうふうになるのかってということ、これ本当みんなそうだと思いますよ。我々議員だってそうだと思いますよ。そうでしょう。宮澤一照が1番に、コロナ感染者っていうのもここところは全部出てるんですよ。みんなびくびくしている。だからこそ守るためにはやっぱり、そういうところもしっかりとしてあげなかったら、これ本当大きな問題だと思いますんで、ぜひですねそこは行政として考えていっていただきたいと思います。よろしくお願いたします。そして次にもう1点、固定資産税の減免ってということで出ておりますけれどもね。これちょっと市長にききたい。市長これの今の本部長やられてると思うんだけどね。これは事業主をメインにやってるんだけど、そもそも地方税法で言えば367条になってくるのかな。これの適用っていうか、かたちもとっていきべきじゃないですか。何で私はその話をするかっていうとね、10万円の給付金が出ました。固定資産税が出た。でもだんだんこれから月日がたっていくようになっていけば、事業主も、もう大変になってくるけれども、もうその雇用だってわからなくなってくる。そして、市民だって、まわっていかなくなってくる、財政がまわってこなくて、10万円の給付費というのが固定資産税にまわる可能性だってあると思います。そういうことを含めたときにこの地方税法367条、これの適用ということも考慮して考えていくという必要性が私はあると思いますし、当然皆様方の会議の中でもそういう意見が出てくるんじゃないかなと思うんですけど。その辺はどのように考えましょうか。

○議長（関根正明） 入村市長。

○市長（入村明） お答えいたします。この件に関してですが、一応ですね、ここに、いま具体的なことまではちょっとここに掲載することはしておりません。継続的にですね、今いろんな事案の中で事例も今お示しいただきましたけれども、掴み所のない、状況の中で、何が一番いいかっていうことを考えるということにつながっていくんだというふうに思っております。

○議長（関根正明） 宮澤一照議員。

○宮澤議員（宮澤一照） 是非ですね、事業主の固定資産税っていうのも、これも本当にやらなきゃいけない状況になってくると思います。それと同時に市民の、やはりその減免措置っていうのはこれ重要になってくると思います。

今、その10万円っていうものの給付金が自分の貯蓄に回るんじゃないか、というそういう危惧もあったということもあるし。だけれども、これが税にまわる可能性だって極めてあって。そうじゃなくて民間にやっぱりちゃんと、まわれるようにしなきゃいけない部分を考えた、これは重要な今局面に検討する局面に来てるっていうことでぜひですね、この地方税法367条、これに対しては真摯に検討していただきたいと思いますのでよろしく願いいたします。次に、もう1点ですね燕市において、これは教育委員会関係だと思うんですけども、要するに県外に出る学生さんに対して、それから県外の方に対してですねお米を、要するにコシヒカリを送ったりとかしてるっていうこういう事例が出ております。妙高市としてもですねやはり、先ほど来から言ってるようにまだ帰ってこれない、帰りたくても帰ってこれない人がたくさんいらっしゃると思う。そういう人たちに対する支援っていうものをそれがどれぐらいいるのかっていう把握、この2点っていうのはどのようなかたちになってるか、おききたい。

○議長（関根正明） 松橋こども教育課長。

○こども教育課長（松橋守） はい。なんていうのでしょうか。帰省をとまなうような子どもさんにつきましては、ほぼほぼ、大学生ですとか専門学校に行ってる方が対象になるかと思っております。正直、その後、そういうふうな子どもさんの人数につきましては、把握はしておりません。奨学金等を出してる人数は把握しておりますけれども、義務教育につきましては当課のほうで把握しておりますけれども、高等教育に行ってる子どもさんにつきましては、申し訳ないですけど把握はできておりません。燕市のほうでお米を送ったというふうなお話も聞いておりますけれども、今時点でそのようなかたちの対策については、検討はしておらないというふうな状況です。

○議長（関根正明） 宮澤一照議員。

○宮澤議員（宮澤一照） 入村市長にお聞きしたいと思います。きょうのね、ネットっていうかフェイスブックとかでするねいろんなところでね、大学生の、今の学生さん学生間授業も何にもない今のそういう現状の中で13人に1人、要するに学校を辞めざるをえないっていうそういうようなネットに出ていることがあります。この妙高市においてもですねいろんな今、大学、学生、専門学校生もそうです。今のこれからの現状になってきたその可能性だって極めて多くなってくると思います。そういう面も含めたやっぱり検討材料、これ今後の方向性の材料というものを検討すべきというふうには私は考えて思うんですけども市長としての見解はいかがでしょう。

○議長（関根正明） 入村市長。

○市長（入村明） はい。お答えいたします。かかる事態は異常な事態です。ですからいろんな伝承とかあそここうだこうだっていういろんな、もういろんなこと情報、皆さんもお持ちです、私も持ってます。しかしながら、こういうことはですね、各自治体でできることできないこといろいろあります。そういう意味においてですね、まず、国がですね、異常な事態においての対処の仕方を明確にさせていただくことが最優先だというふうに考えております。その中で、先ほどからいろいろ皆さんからいろんな御提案いただいています。しかしながら、お金を拠出して、結果がここできちっとできるという見通しがある場合と、これから入れてもですね、まだ、この先どうなるっていうような状況です。そのですね、いわゆる限りあるということを前提にして物を考えてますので、こちら辺もですね、各自治体であるいはまた東京都はこうだとか、どこどこがこうだいろんな情報ありますが、私どもは、いましばらくですね、冷静にですね、どういう形が一番いいということを、きちっと道をつける必要があるというふうに考えております。ですから、今の件も同じでございます。その中で判断をするべきだろうということでもあります。

○議長（関根正明） 宮澤一照議員。

○宮澤議員（宮澤一照） 是非ですねこういうのはですね、国との直接のパイプをもっておられるのは、やはり首長である入村市長だと思います。ぜひですねそういう、ここでできないものだったらやはり国に今こういう意見があるんだっていうことを言うていただくこと、それが私は重要だというふうに思います。そういう意味合いの中で、こ

れからもいろんなことが出てくると思います。特に経済においては非常に大きないろんな問題が出てくると思います。そういうのをですね、1日1日変わってくると思うんですね。特に今の段階で、事業主が非常にまわらなくなっているのが事実じゃないですか。緊急事態宣言があつてそれじゃ5月7日までっていう形だけれど、じゃあ妙高市が5月31日までになったと、こういう状況になったときに、じゃあ事業やっつていいのかどうか。例えば観光、旅館業だったり旅館をやっつていいのかどうか。それとも休業にすべきなのか、非常にですねそういうことをね、悩んでる方たくさんいらっしゃると思います。これはね、観光事業以外にもですね、それに伴つたやっつぱり、事業だつて関連産業だつてあると思いますし、普通の妙高市全体の事業主、そういうところが今は国の要するに日本政策金融公庫等からもですね、借入れをおこす。それだつて、5年据え置きで、無利子無担保だつてこういう形になっている。なおかつ、15年の支払いということで、できるまで延ばすということもできる、こういう制度だつてたくさんある。しかしながらそれが末端の職員まで、要するに、日本政策金融公庫だけじゃないですよ、金融、新井信金だつてそうですよ、八十二銀行だつてそうですよ。その銀行の末端の人まで、そういうところがまだ行き届いてない国の政策が4月8日に提言されて、それが新しいのが出たとしても、それがまだ下に届いてない。そういう現状の中で、事業主が借入れを起こそうとしたつて、貸し渋りがあるつていう話だつてあるじゃないですか。そういうことをしっかりと、市としても救うために、そういうところに、各所管団体に、きちつと私は話していくべき、ちゃんと猶予するところは猶予すべきだと、そういうところはちゃんとやっつてほしいと末端末端の職員にでもそこまで話を上でおさえてるんじゃないかと、下までちゃんと話が行くように、そういうようなことをですね、しっかりと話ししていかなかったらこの事業つていうことをここでやっつてる事業が全てだめになってきちゃうんですよ。しいてはそこにいる社員の人たち、市民にまで迷惑がかかってくるんです。そういう面も含めてしっかりとしたことを言えるのが行政なんです。だから、同じ行政間の、日本政策金融公庫並びに金融機関、商工会議所もそうだし、商工会をとおしても、しっかりとした意見をしっかりとってください。そうしなかったら、ちゃんと今の市民の事業主や市民に対してしっかりとしたインフォメーションができてないもんだからまだわからない人がたくさんいる。4月8日に出た経済産業省からのそういうような現状のものだつて知らない人たくさんいる。そういうものをしっかりとできるような方向性つていう、ものを言えるような市政であつてほしいと思うんで、その辺はいかがお考えでしょう。

○議長（関根正明） 観光商工課長。

○観光商工課長（城戸陽二） はい。先ほどもお答えしましたが、私どもも国から、日々変わる情勢の中で情報収集をさせていただく中で、全ての情報がおりにてきているわけではございませんが、今ほど言われたように商工団体、地方銀行でさえも、なかなか今、国の政策についていけないという状況はあろうかというふうに思っております。その中で、先ほど申し上げましたが、今回ですね、商工団体、観光団体、金融団体等、市内の経済団体の方を全て集めさせていただきたい中で、政策について、今一度、確認をさせていただきたいと思っておりますし、貸し渋り等のお話もございましたが、さまざまな要請を市からもさせていただきたいと思っておりますし、団体からの要望を受けの中で、今後の道筋について検討していきたいというふうに思っております。

○議長（関根正明） 以上で、全員協議会を閉会いたします。御苦労さまでした。

閉会 午前11時44分

妙高市議会議長	
---------	--